小牧市監査公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年4月15日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

# 定期監査の結果に関する措置状況(福祉部)

### 福祉総務課

## 〔監査結果〕

・ 庶務事務について 旅費の支給金額が誤っていたもの(過少支給)

## 〔措置状況〕

適正な旅費を追加で支給しました。旅行命令簿に記載される出張先の場所(所在地)と旅費額表の照らし合わせを毎月の積算時に複数人で行い、 適正な事務処理に努めます。

### 〔監査委員意見〕

・ 本市の生活保護受給世帯及び受給者数については増加傾向にあり、担当 するケースワーカーは1人あたり 80 を超える世帯の支援を行わなければ ならない状況である。

生活困窮者には様々な理由があり状況も個々に異なることから、対応する職員の業務負担も大きいと考えられる。コミュニケーションをとるなど職員のメンタルヘルスに留意するとともに、職場環境にも配慮されたい。

・ 国による物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し緊急支援給付金の支給が行われた。

支給対象と見込まれる世帯に対し、早い段階に市から確認書を郵送することにより、受給の可否に関する問い合わせが減り職員の負担軽減に繋がったとのことである。申請割合も高く合理的な手法であったと考えられることから、他の業務においても、効率的かつ効果的な方法を検討し取り組まれたい。

#### [対応]

- ・ 生活保護、生活困窮者支援については、家庭環境や家族関係など個々の様々な事情があり、それを伺いながら適切な支援を行っていく必要があります。職員間で情報共有や連携を密にして、協力しながら日々の業務に当たってまいりたいと考えます。
- ・ 国における緊急支援給付金制度の対応は過去の対応事例などもあり、参 考にしながら迅速に事務を進めました。給付金業務に限らず他の業務につ

いてもより効果的・効率的に事務を進められるよう考えながら業務に励んでまいります。

#### 地域包括ケア推進課

# [監査委員意見]

・ 地域包括ケア推進課においては、地域住民、関係団体、行政などの関係 者が地域の中で連携を図りながら、地域福祉の仕組みづくりや支援に取り 組まれている。

買い物に困る高齢者等の生活支援と地域の見守り活動を推進する目的から締結された「買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定」は、市、民間企業、社会福祉協議会の三者によるものであり、早ければ今年度中にも移動販売車による地域での販売を開始するとのことである。今後も地域の中で高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、民間企業の協力も得ながら生活支援体制の整備に努められたい。

・ 令和5年6月にオープンした田県の郷においては、11月までの半年間で一般開放日の人数も含め約4万人弱の利用があったとのことである。既存の野口の郷、小針の郷と同様、地域に根付いた老人福祉センターとして市民の健康増進と教養の向上に努められたい。

#### 〔対応〕

・ 移動販売につきましては、現在、各地域における停車場等の調整を進めているところです。4月中旬頃を目途に準備が整った地域から順に開始する予定です。

今後も小牧市社会福祉協議会に配置している地域支え合い推進員を中心に、地域住民や民間企業との協働により、地域の生活支援体制の整備に努めてまいります。

田県の郷につきましては、引き続き、魅力ある教室や講座の開催等により、健康増進と教養の向上に努めてまいります。

田県の郷の特色である交流スペースでは、趣味やイベントを通じ、学生や地域住民の方など多世代が交流できる機会の創出に努めてまいります。

## 障がい福祉課

## 〔監査結果〕

契約事務について予定価格調書の取扱いが適切でなかったもの

### 〔措置状況〕

予定価格調書等関係書類一式の作成手順等について、再度確認するよう 周知しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

## [監査委員意見]

・ 成年後見制度を必要とする人が増加しているなか、専門職後見人が不足していることや、身近な市民による寄り添い型の権利擁護支援を受けられる環境整備の必要性から、本市を含む二市二町で共同設置した尾張北部権利擁護支援センターにおいて、研修を開催し、市民後見人の育成に努められている。

また、成年後見利用支援実施要綱の改正により、法人受任等の場合は報酬助成の対象を広げるなど、体制の整備をされている。引き続き、権利擁護支援による地域共生社会の実現に取り組まれたい。

・ 市内 5 か所の事業所において障がいのある人への相談支援を実施されている。相談が増加していることに加え、相談内容も複雑・多様化していることから、困難事例等への対応など相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターが設置された。各事業所間及び関係機関との情報共有、連携の緊密化を図り、地域での支援体制を充実されたい。

#### [対応]

- ・ 令和5年度から市民後見人養成研修を開催しました。2年間を1期として、初年度に基礎研修、来年度に応用研修を開催し、選考を踏まえ市民後見人候補者名簿に登録した後、家庭裁判所に後見人等候補者として推薦します。
  - 二市二町協力しながら、成年後見制度利用促進計画の促進や地域連携のネットワークの構築を図るなど、身近な市民による寄り添い型の権利擁護支援を受けられる環境を整えてまいります。
- ・ 令和5年7月に地域における相談支援の拠点として、小牧市障がい者基 幹相談支援センターを設置しました。今後は、相談支援事業所等の関係機 関との情報共有、連携を行い、複雑・多様化している相談内容等に対応で

きるよう、更なる地域の相談支援体制の充実を図ってまいります。

### 介護保険課

#### 〔監査委員意見〕

・ 介護保険課では、介護認定業務において認定調査員支援システムを導入 したことにより、調査票等書類作成にかかる時間の短縮及び事務負担の軽 減につながっているとのことである。

本市の要介護認定者数は、令和5年11月末時点で5,700名余であり、 今後、更なる高齢化に伴い認定調査件数の増加が想定される。引き続きデ ジタル技術を活用することで認定調査の効率化を図るとともに、調査員の ケアや労働環境の向上にも取り組まれたい。

#### [対応]

・ 令和6年2月より認定調査員支援システムの本格運用を開始しました。 今までは調査員1名に対し1日当たり平均2件であった調査件数の増加 を目指しています。引き続き効率的なシステムの運用を検討し、業務効率 の向上を図ります。また、退職した調査員など個人と契約し認定調査を委 託するなど、新たな認定調査の仕組みを検討し、調査員のケアや労働環境 の向上に取り組みます。

#### 保険医療課

## 〔監査委員意見〕

・ 保険医療課においては、特定健診の受診結果をもとに特定保健指導を行っている。本市は、特定健診及び特定保健指導の実施率が県平均より上回っているものの、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いことから、特定保健指導を受診しやすい体制を整備されている。

治療が必要となる手前の段階で健康を意識してもらうことや、壮年期にかかる前の世代にヤング健診の勧奨を行うことは、健康維持や健診受診率向上なども期待できる。多くの市民が健康を維持することは、療養給付費の負担減にもつながることから、引き続き健診及び指導件数の増加となる取組を推進されたい。

#### [対応]

特定健診及び特定保健指導の実施率が向上するよう、引き続き受診しや

すい体制を維持し、メタボリックシンドローム該当者の早期発見を図り特定保健指導に繋がるよう受診勧奨を実施していきます。

・ 受診率を向上させる取組として、特定健診は未受診者に対して、対象者に合わせた効果的な文言を記載するなど工夫して受診勧奨を実施しています。特定保健指導は、業者実施による受診勧奨の実施のほか実施日時は土曜及び夜間にも対応できる体制とし、実施場所は自宅ほかICTを活用して遠隔で実施して働く世代や医療機関に出向くことが難しい対象者にも受診しやすいようにしています。健康を維持することは、療養給付費の負担減につながるため、受診率の向上を目指し、更なる取組を推進していきます。

#### 市民窓口課

### 〔監査委員意見〕

- おくやみコーナーでは、予約を受け、職員が事前に準備を行うことにより、遺族は死亡に関する手続きを市役所内の関係部署を回ることなく、所要時間も1時間程度で行うことができる。市民に寄り添った良い取組であると考えることから、更なる利用率向上に努められたい。
- ・ 令和 5 年 11 月末時点における本市のマイナンバーカードの交付率は 82.41%であり県内 3 位となっている。これは、出張申請の受付やマイナ ポイントの周知に積極的に取り組まれた結果であると考えられる。

マイナンバーカードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付、転出手続やパスポートの更新等のオンライン申請をはじめ、手数料のキャッシュレス決済やスマート窓口を導入し、更には戸籍証明書等の広域交付が始まるなど市民の利便性の向上を図られている。

引き続き、市民目線に立ったサービスを充実させるとともに、人的資源である職員の負担が軽減されるよう、業務の効率性についても検討されたい。

#### 〔対応〕

・ おくやみコーナーは、令和2年の開設当初、1日3枠の運用で開始しま した。想定より、利用を希望される方が多く、当初は利用をお断りするこ ともありましたが、職員体制と実施箇所を整え1日5枠とし、現在は利用 をお断りすることなく運用ができております。今後も利用希望のすべての 方が利用できるよう努めてまいります。

・ マイナンバーカードについては、早くから申請サポートに取り組み、高い交付率となっています。市民の利便性向上についても、コンビニ交付や 手数料のキャッシュレス決済などに取り組んできました。

また、3月からの戸籍の広域交付に備え、迅速かつ確実に対応できるように窓口対応等について、委託業者とも協議を進めたところであります。 引き続き、市民目線に立ち、サービスの充実に心がけるとともに、効率的な業務推進に取り組んでまいります。